

労働組合 監査報告書

大正十五年八月二十八日

モットケル監査ケラカニシテ
 シタ経過ハ夫ノ月謝ノ減額シトモ連年金額並額合ハシ
 シテラ 概算ナラ 留止額本米ノ 監査員トシテ 及ビ其
 監査員毎ノ月給ノ算出スラケトシテ 監査員毎ノ月給ノ
 算出ニ 及ビ人非入シテラ 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ
 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ
 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ
 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ
 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ 及ビ其額ノ算出ニ

15. 8. 10
 905

總務部

勞務券一七四〇号

大正十五年八月九日

警視總監 太田政弘

内務大臣 濱口雄幸殿
 社會局長官長同隆一郎殿
 京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、
 福岡 各府縣長官殿

細井鏡工場賃銀値下問題ニ關スル件（券ニ載）

一 交渉経過

職工側ニ於テハ其後満東金属労働組合柿崎甚一